

利用上の注意

1. 産業格付の方法

事業所を産業別に集計するための産業の格付方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

製造品の品目番号により格付しており、製造品が単品の事業所については、品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で産業細分類を決定し、品目が複数の場合は、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の大きいもので2桁番号（中分類）を決定する。

次に、その決定された2桁番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）をさらに4桁番号（細分類）を決定して、最終産業格付を行っている。

(2) 特殊な方法

原材料、作業工程、機械設備等により格付するもので、次の産業が該当する。

高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）、熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）、冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、磨棒鋼製造業、引抜鋼管製造業、伸線業、その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

2. 集計項目と用語の説明

(1) 事業所数は、平成22年12月31日現在の数値であるが、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた数値である。

なお事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて、主として製造又は加工を行っているものをいう。

① 操業準備中の事業所とは、平成22年12月31日現在、工場、作業所があり、まだ操業していないが、その日までに常用労働者等がおり、給与等を支払っているものをいう。

② 操業開始後未出荷の事業所とは、平成22年12月31日現在、操業はしているが、まだ出荷による収入のないものをいう。

③ 休業事業所とは、現在操業を中止しているが、将来再開する意志のあるものをいう。ただし、調査時点から過去1年間に生産活動がなく、かつ設備もないものは除いている。

(2) 従業者数は、平成22年12月31日現在の常用労働者数と、個人事業主及び無給家族従業者数との合計であり、臨時雇用者数は含んでいない。

① 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

(ウ) 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者は上記に準じて扱う。

(エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

② 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主、個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもものは含まない。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者で、かつ、12月給与の帳簿締切日現在の在籍者をいう。

(3) 現金給与総額は、平成22年の1年間に、常用労働者に対して決まって支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

- その他の給与額とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び臨時の雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。
- (4) 原材料使用額等は、平成22年の1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、コークス製造用の石炭、ゴム溶剤に用いられる石油など原材料として使用された石油・石炭等を含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合の支給した原材料の額も含んでいる。
 - ② 燃料使用額とは、荷物運搬用及び暖房用の燃料、購入ガス料金、自家発電用の燃料等をいう。
 - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
 - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他の企業の工場等へ支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
 - ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
 - ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成22年の1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成22年の1年間における、製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、内国消費税額が含まれている。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する主要原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、その事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - (ア) 同一企業に属する他の事業所に引き渡したものと及び製造工程から出たくず、廃物の出荷額
 - (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - (ウ) 委託販売に出したもの（平成22年中に返品されたものを除く）
 - ② 加工賃収入額とは、他の企業が所有する原材料又は製品に賃加工して引き渡した物に対して受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。
 - ③ その他収入額とは、修理料収入、転売収入、製造小売収入、サービス業収入等である。
 - ④ 内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税）の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含んでいる。
- (7) 有形固定資産額は、平成22年の1年間における数値で、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産額の取得額には、次のア～エの区分がある。
 - (ア) 土地
 - (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
 - (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等
 - ② 有形固定資産額の建設仮勘定の増加額とは、平成22年の1年間にこの勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。
 - ③ 有形固定資産額の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。
- (8) 集計項目のうち、原材料使用額等の内訳、年初・年末在庫額（製造品、半製品及び仕掛品）の内訳、生産額、付加価値額、年間投資総額、有形固定資産額（建設仮勘定の増加額及び減少額）、リース契約額・リース支払額、用地・用水使用状況については、従業者30人以上の事業所のものである。
- (9) 調査事項に関する詳細は、巻末の工業調査票を参照されたい。

3. 集計項目の算式

(1) 生産額、付加価値額等の算式

- ① 生産額＝（製造品出荷額（但し、製造工程から出たくず、廃物を除く）＋加工賃収入額）＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
- ② 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－内国消費税額－減価償却額
- ③ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等
- ④ 内国消費税額＝内国消費税額（消費税を除く）＋推計消費税額
- ⑤ 付加価値率＝付加価値額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額）×100
- ⑥ 年間投資総額（有形固定資産）＝取得額＋建設仮勘定の年間増減（増加額－減少額）
- ⑦ 原材料率＝原材料使用額等÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額）×100
- ⑧ 在庫率＝年末在庫額÷（生産額－内国消費税額）×100
- ⑨ 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
- ⑩ 寄与率＝各分類別対前年増減額÷各分類別対前年増減額の総数×100
- ⑪ 特化係数（都道府県別）＝都道府県産業別製造品出荷額等構成比÷全国産業別製造品出荷額等構成比

(2) その他の算式

- ① 1事業所当たり従業員数＝従業員数÷事業所数
- ② 1事業所当たり製造品出荷額等＝製造品出荷額等÷事業所数
- ③ 従業員1人当たり製造品出荷額等＝製造品出荷額等÷従業員数
- ④ 常用雇用者1人当たり現金給与額＝常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額÷常用労働者のうち雇用者数

4. 集計区分の説明

(1) 産業3類型別の区分

基礎素材型産業：木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品

加工組立型産業：はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械

生活関連・その他型産業：食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、なめし革、その他

(2) 地域別の区分

大阪市地域： 大阪市全域

北大阪地域：豊能地区 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町

三島地区 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町

東大阪地域：北河内地区 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

中河内地区 八尾市、柏原市、東大阪市

南河内地域： 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

泉州地域：泉北地区 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

泉南地区 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

堺・泉北臨海工業地帯 概ね、阪神高速道路湾岸線の西側の区域で、大和川と堅川・緑川（泉大津市臨海町3丁目と新港町の境）の間の区域

(3) 規模区分

小規模層：4人～29人

中規模層：30人～299人

大規模層：300人以上

5. その他の注意

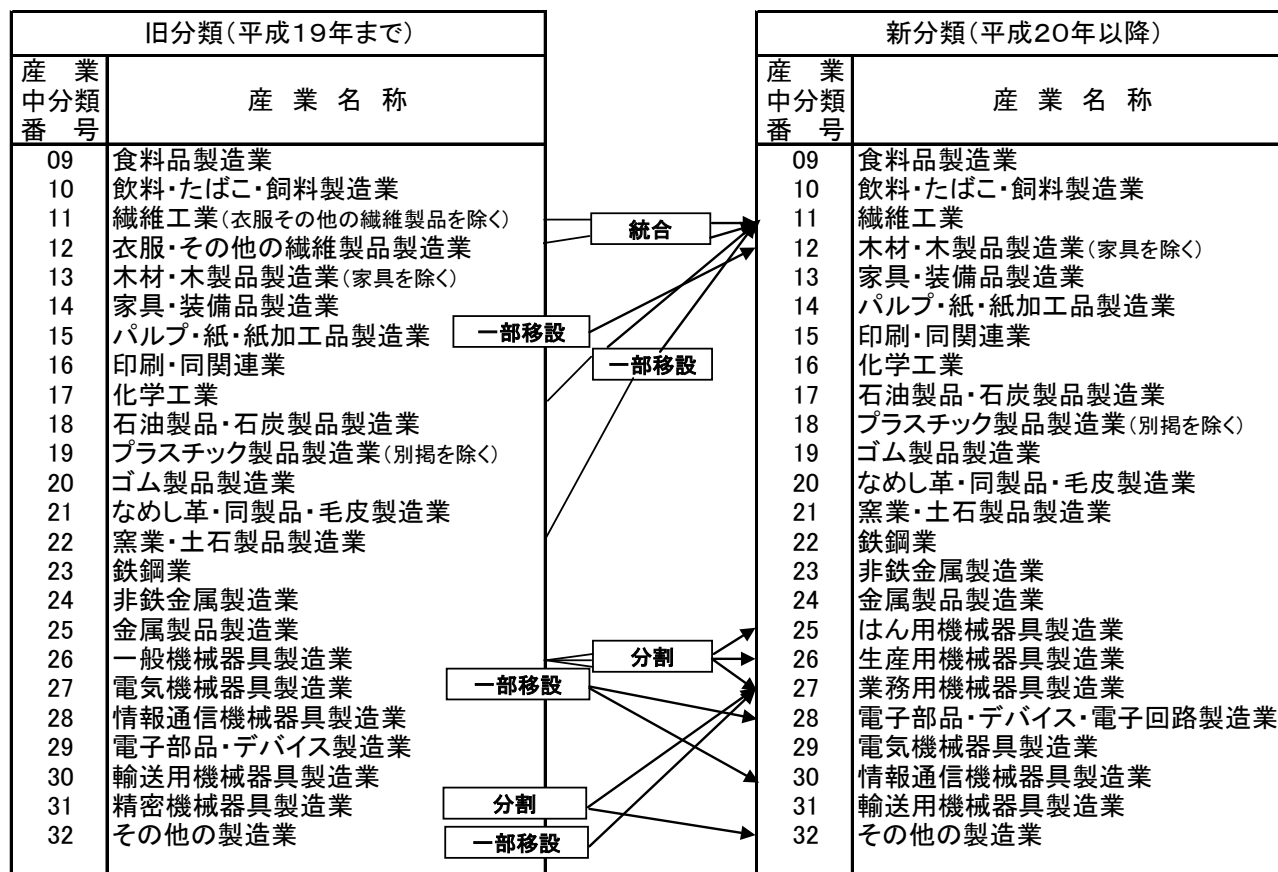
(1) この統計表中「-」は該当数値なし、「0.0」は端数四捨五入のため単位未満、「-（数値の前にあるもの）」はマイナスの数値、「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所である。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表わした。

(2) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、平成19年以降の製造品出荷額等、付加価値額、生産額及び原材料使用額等の値については平成18年以前の数値とは接続しない。

(3) 日本標準産業分類の第12回改定（平成19年11月6日総務省告示第618号）に伴い、産業中分類の分割・統合が行われ、平成20年調査から新分類を適用することになったが、主な内容は次のとおりである。

また、累年統計表（産業別）（1）～（5）における各年の数値については、新分類に基づき表示している。



(4) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類によるが、事業所数が少ないこと等により下記については日本標準産業分類とは相違している。

| 工業統計調査用産業分類 | 日本標準産業分類 |
|--|------------------------------------|
| 1 4 2 1 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合) | 1 4 2 1 洋紙製造業 1 4 2 3 機械すき和紙製造業 |

(5) 本結果表の産業分類（中分類）の名称には、略称を用いている箇所があるので、正式名称と略称については、次のとおりである。

| 産業中分類名 | 略称 | 産業中分類名 | 略称 |
|-----------------------|----------|----------------------|--------|
| 09 食料品製造業 | 食料品 | 21 窯業・土石製品製造業 | 窯業・土石 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 飲料・たばこ | 22 鉄鋼業 | 鉄鋼 |
| 11 繊維工業 | 繊維 | 23 非鉄金属製造業 | 非鉄金属 |
| 12 木材・木製品製造業(家具を除く) | 木材 | 24 金属製品製造業 | 金属製品 |
| 13 家具・装備品製造業 | 家具 | 25 はん用機械器具製造業 | はん用機械 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | パルプ・紙 | 26 生産用機械器具製造業 | 生産用機械 |
| 15 印刷・同関連業 | 印刷 | 27 業務用機械器具製造業 | 業務用機械 |
| 16 化学工業 | 化学 | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電子部品 |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | 石油・石炭 | 29 電気機械器具製造業 | 電気機械 |
| 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) | プラスチック製品 | 30 情報通信機械器具製造業 | 情報通信機械 |
| 19 ゴム製品製造業 | ゴム製品 | 31 輸送用機械器具製造業 | 輸送用機械 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | なめし革 | 32 その他の製造業 | その他 |

(6) 産業中分類番号18のプラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲は、次のとおりである。

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 家具・装備品:13 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品:326 |
| プラスチック製版:1521 | 装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く):322 |
| 写真フィルム(乾板を含む):1695 | かつら:3229 |
| 手袋:2051 | 漆器:3271 |
| 耐火物:215 | 畳:3282 |
| と石:2179 | うちわ・扇子・ちようちん:3283 |
| 模造真珠:2199 | ほうき・ブラシ:3284 |
| 目盛りのついた三角定規:2739 | 洋傘・和傘・同部分品:3289 |
| 注射筒:2741 | 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く):3285 |
| 義歯:2744 | 魔法瓶:3289 |
| 眼鏡:3297 | 看板・標識機:3292 |
| 時計側:3231 | パレット:3293 |
| 楽器:324 | モデル・模型:3294 |
| レコード:3296 | 工業用模型:3295 |
| がん具・運動用具:325 | |

注：プラスチック製の製造品で用途によってそれぞれに分類される主なもの。

(7) 資本金階層別統計表におけるイタリック体の数値には、組合・その他の法人の数値が加算されている。

(8) 表示単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(9) この結果表は、従業者4人以上の製造事業所について、本府が独自に集計したものである。

(10) この結果表の数値は、後日、経済産業省が公表する数値と相違することがある。

6. 問い合わせ先

大阪府総務部統計課工業・動態グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎19階

TEL 06(6210)9207 (ダイヤル)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/top/index.html>